# 会 議 録

会議の名称	玉村町自治基本条例(仮称)草案策定研究会 第6回会議
開催日時	午後 1時35分から 平成17年 7月29日(金)
	午後 3時45分まで
開催場所	玉村町役場 2階 小会議室
出 席 者	町民代表委員     4名       町議会議員代表委員     4名       町職員代表     2名       事務局     3名       以上13名
会議の議題	協議事項  1) 玉村町自治基本条例(仮称)案について ①各条文について 用語の定義、基本目標、基本原則、議会の役割と責務、 コンプライアンス等前回の課題について ②前文について
会議経過	別添のとおり
会議録の作成 方針	□録音テープ等を使用した全文記録
	■ 録音テープ等を使用した要点記録 □ 要点記録
会議資料	

# 会 議 経 過

# 1. 開会:事務局

定刻を過ぎましたので、第6回の会議を始めさせていただきます。会議に先立ちまして、〇〇委員と〇〇委員が仕事のため欠席しておりますので、ご了解願います。では、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

# 2. あいさつ:会長

皆様、こんにちは。お暑うございます。本格的な夏到来という感じがいたします。そんな中、本日お集まりいただきまして、これから第6回の会議を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

# 3. 協議事項

1) 玉村町自治基本条例(仮称)(案) について

# ①条文について

## 司会

では、協議事項に入ります。玉村町自治基本条例案について、事前にお配りさせていただいた資料があります。それを見ていただきながら進めていきたいと思います。資料条文の下線部分が前回会議で修正させていただいた箇所です。それを主に確認しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

第1章総則の囲みに皆様からいただいたご意見を載せました。「わたしたち住民」と「地域」について、解説として載せました。事務方にはたいへん丁寧に書いていただいたと思います。では、下線部分を確認していきたいと思います。第1条目的については、よろしいでしょうか。

#### ・委員

第1条を読ませていただいて、「わたしたち」というのが気になります。辞書を引くと「わたしたち」というのは「わたくしたち」の短縮形であり、「わたくしたち」 $\rightarrow$  「わたしたち」 $\rightarrow$  「わし」と変化していきます。以前いただいた資料で各自治体の条例は、吉川町は「わたしたち」、大平町は「わたくしたち」と書き方はまちまちです。この自治基本条例は最高規範という形ですから略語・短縮形でなく、「わたくしたち」の方が、ふさわしいのではと感じています。「わたしたち」の方が親しみやすいということであれば、これで結構ですが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

- ・委員 「わたくし」の方が良いと思います。(承認される)
- ・司会では、第2条用語の定義はいかがでしょうか。確認していきたいと思います。

# ・委員

(1)住民の定義で、「在住」と「在勤」「在学」をこういう形で一緒に定義した方がいいのかどうか。大平町は、在住者と在勤、在学は別扱いになっているようです。やはり、住民税などの関係も含めて在住者が中心なのではないでしょうか。他市町村に住所があって在勤、在学している方と、在住者を同列に並べるのは少し心配な気が致します。

・司会 そのご意見に皆さん、いかがですか。

## ・委員

やはり在住者が基本であると思います。他市町村に住所があって在勤・在学する人も同じような、同じではない。でも、同じような扱いをしていきたいという考えでいいかなと思っています。これを外すのではなくて、「在住者及び在勤、在学する…」など、区分しておいた方がいいと考えています。

## ・委員

私も、在勤・在学を削る必要はないと考えています。町には女子大もあり学生もたく さんいます。そういう人達を外すのは、閉塞感のある、ひらけた町ではないような感じ を受けます。

## 司会

「在勤」「在学」を入れることにはやぶさかでないが、同列で入れるかどうかですね。

- ・委員 ○○さんがおっしゃった区分でよいと思います。
- ・委員 住民の中に、法人や団体が含まれているのですね。

## ・委員

こういうものを考えていくときに、まず町に住んでいる人が主力になる訳ですが、それだけで終わりにしてしまうと、協働であるとか、お互いに力を出し合って情報を共有して良い町をつくるという観点からいくと、住民税を払っている住民と、会社であるとか、任意の団体であっても、そういうものを含めてお互いに力を出し合っていきましょうという観点が必要だと思います。例えば、在住者は基本ですと。それに加えて、在勤及び在学する個人。ここで一つの区切りだと。そして、なお町内に事務所を置く法人及びその他の団体を加えて、そういったものの意見を聞きながら、或いは力を借りながら、お互いに力を出し合って、なお広い意味でまちをつくっていく。こういう考え方でいかがでしょうか。

・司会 そうですね。そういう言葉で、ここで区切る。

# ・委員 それでいいですね。

# ・委員

しかし、住民の中に、個人、法人及び他の団体を入れるというのはいかがでしょうか。

# ・委員

住民の中に入れるということではなくて、区分をすると三つの区分でいきますよと。一つは、いわゆる住民であって。もう一つは議会であって。もう一つは町という区分ですから。この住民というのは、個人だけではなく、もっと広い意味で、議会・町それ以外のもの全てを住民と。こういう考え方でいいのかなと。だから、一人ひとりの個人を対象とした住民と、なおそれに付随する広い意味のものを含めて、条例では住民という呼び方をします。というのが用語の定義としていきてくるのかなと思います。

# ・委員

住民とは、町内に在住する人はもちろんのこと、在勤及び在学する個人。そして、法人格を認めたということであれば、法人も人ですからね。○○さんが言ったような形で、協働の役割を果たすのが、住民・議会・町ということになると、その住民の中に、いわゆる団体も入るという表現になってくる。だから、用語の定義だと思うのです。そこで、めりはりをつけて、何かを加えていけば、理解されると思います。

- ・司会 ○○さん、そういう形でよろしいでしょうか。
- ・委員 事務局で工夫をしていただければと思います。

#### ・委員

先ほど○○さんがおっしゃったように、「住民とは、町内の在住者及び在勤、在学する…」といけば、文章になっていくような気がするのですが、いかがでしょうか。

# ・委員

区分けするということであれば、「在住者はもちろん」という形でいく方がいいのではないでしょうか。

#### ・委員

誰が読むのかということになれば、会社の人よりも町内に在住する一人ひとりに、ぜ ひ読んでもらいたい。やはり、別格扱いにした方が、読む人にも分かりやすいのではな いかと思います。しかし、それに加えて在勤・在学する人も入りますよ、ということで すね。

#### ・委員

今、おっしゃった「町内在住者に加えて」という形でいいのではないでしょうか。そ

うすると在住者がメインになるというのが、はっきり分かる形になるような気がしま す。

## 委員

「加えて」という形よりも、「在住者並びに」くらいの柔らかい表現の方がいいと思います。

## 委員

在勤、在学を加えておくという形の方が良いのではないでしょうか。いずれは、生涯 学習などを考えていくと、ここに在勤している人、女子大や玉村高校もありますし在学 する人も戦力として見ていかなければならないから、そういう意味では、ぜひ在勤、在 学は入れておきたいと思います。

# 委員

そうなると、一方では、あまり格差をつけずに平らにするという意見もありますよね。

委員 「加えて」はいけないような気がします。

# ・委員

一つ心配なのは、住民税、目的税、課税、住民直接請求などに、この「住民」が使われる基礎になってはと。事務局で、今の意見を聞き、後々非難を受けることがないよう作戦を練っていただきたいと思います。意味合いは分かっていますから、よく工夫をしていただきたいと思います。

#### • 事務局

法令文章の書き方に決まり事がありますので、法令担当課に在住者を強調する表現を 相談してみます。

## ・委員

あえて反論するならば、全体を通して、この文章は読む人に分かりやすい文章でいきたいということですから、行政上の法則が確かにあるかもしれないけれど、読んだときに「我々一人ひとりの住民が主人公だ」というのが、きちんと心に落ちて、それでなお在勤、在学、法人なども仲間として加えていくという立場が分かればいいと思うのです。

#### 司会

では、次の(2)町の定義については、問題ないでしょうか。(承認される)

- (3)協働、(4)参画については、よろしいでしょうか。(承認される)
- (5)コミュニティですが、いかがでしょうか。

## 委員

(5)コミュニティで気になるのが、「自主的に結ばれた住民組織及び集団をいいます」とありますが、これは目的結合型コミュニティを指してしまうような感じで、いわゆる慣例的な属地的な行政区とか、そういう形の地域住民組織が、この意味だと入ってこない感じを受けます。地域組織も入れる意味合いを入れておいた方がいいような気がします。今、具体的に属地的に動く慣例的な集落、行政区が中心になっていると思いますので。「自主的に結ばれた住民組織及び集団」というと、目的集合型コミュニティを指すように読みとれると思うのですが。

・司会 他の方はいかがですが。

#### • 事務局

以前、学校区や行政区、地区を明記してしまうと、それにとらわれてしまって、自由なコミュニティという面で、例えば目的が一つになった場合に、地区とか学校など、区域を越えたもので組織して活動ができる。そういうところを含めるためには、全部を、一つ一つをあげていくと、そこから抜けたものは、ここに含まれないのではないかということからすると、少し自由度をもたせる。そういう意味で、こういった表現になっています。コミュニティを用語の定義に出すときに、この奥にはそういったことも含めていることを説明した方がいいと思っています。

#### 司会

確かに、「自主的に結ばれた住民組織及び集団」という箇所だけみると $\bigcirc$ のさんのおっしゃる通りかと思いますが、第1条の定義の中に、「地域」をあえて入れさせていただいたのは、解説にも書いてありますが、例えば行政区や小学校区、第2条(1)その他の団体だということが、ここに書かれています。そしてなおかつ、コミュニティが第2条(5)にあるわけですから。そこの部分をどのように紹介していったらいいのか。 $\bigcirc$ 0 さんいかがですか。

# ・委員

この続き方でいうと、地域というのは自主的な組織よりも、もう少し行政区であるとか、小学校区であるとか、そういう区分けのようですね。だから、考え方としては行政区が完全にコミュニティといえるかどうか疑問があると思うのです。ただ、今の行政区という殻からもう少し中身を、皆がもっとこういうことを良くするために、区は今まで以上にいろいろなことをやろうじゃないか、という時に初めてコミュニティといい方をされるのであって。コミュニティという言葉は、このあと2回でてきます。重大な影響はないかと思いますが、お互いにきちんと把握をしておく必要があるので、これはこれで「自主的に結ばれた住民組織及び集団」ということで定義付けをしておいて。例えば、地域といういい方をしている、目的によって行動する単位、行政区や小学校区というのは、これは行政的な地区割りだけれども、これはこれでいかしておいて。なお、実際に

行動していく場合に中身がもっともっと確定していけば、広い意味でのコミュニティとして位置づけできるのではないかと考えています。従って、多少ひっかかりがあるような気がするのですが、このくらいの定義付けでいいと思っています。

## 司会

あえて、第1条の中に皆さんのご意見をもとに「地域」という言葉を入れさせていただきました。この地域というのは、なんぞやというは、下の解説に書いてあります。用語の定義(5)コミュニティについては、これでいかがかなと思うのですが、いかがでしょうか。(承認される)

では、第2章に進んでいきたいと思います。第3条まちづくりの基本理念です。下線部分が前回訂正箇所ですが、いかがでしょうか。(承認される)

次に、第4条まちづくりの基本目標です。ここも前回だいぶ訂正されたものです。目標について、○○さんから事務局にご意見が届いています。

# ・委員

(5)農住共生型の循環型まちづくりですが、もう少し言葉を和らげて「安全な農産物の生産を推進し、地元消費の拡大を図り食料消費として発展させるまちづくり」と提案してありますが。

## 司会

今、お聞きいただいた通りですが。また、(5)については、○○さんからも資料を提出していただき、ご意見を出していただいているようですが。

# ・委員

結論としては、農住共生型は「新旧住民との融和」と本質的には同じことです。循環型社会と申しましても、現実にはなかなか難しいものがあります。内容的に、削除してしまっていいと思います。といいますのは、理由づけが資料に書いてありますが、(1)~(4)号にほとんど含まれていそうな感じです。意味合いとして、四つほど書いておきました。

- ① 田園と融合(融和)した安らぎのある住環境のまちづくり(今回案の(4)や(2)の内容に含まれる)
- ② 地産地消による食の安全・安心の確保 (今回案の「(1)命の安全安心」や(2)の「健康」 に関連
- ③ 町民食生活により発生する生ゴミの循環利用システムを作り、循環保全に配慮したまちづくり(今回案の「(4)自然環境を大切にする」に含まれる。
- ④ 地元農業の理解と町食育推進の連携(今回案の「(3)子ども達の健やかな成長」や「(2) 健康で暮らせるまちづくり」等に含まれる。また、7月15日に施行された食育基本法とも関連)

以上のように、(5)の内容は、今回案の(1)~(4)に全て含まれているし、項目ランク的にも、条文(まちづくりの基本目標)に入れるよりは、ワンランク下の「町の諸計画」に

入れて良いのかなと。基本目標からは削除して良いのでは、と思っています。

# ・委員

玉村は農業が盛んな町ですから、あげておいてもいいのではないかと感じているのですが。

## ・委員

私は農住共生型というのを産業的な面ではなくて、社会環境みたいな感じで受け止め ています。例えば、玉村町に住んでいる人達がどういう感覚でいるのか、なかなか難し い面があると考えています。前回、10万円で暮らせる云々という話しをしましたが、 確かに月10万で暮らすのは場所によっては出来るんだ。ところが、その10万という のはお隣からのもらい物あり、そういうものを含めて10万円なんだと。裏返してみる と、例えば、お隣からお土産をもらった、今度は自分がやる立場だ。そういう意味での つき合いが本当にいいことだと考えられる人がいる反面、そこまで煩わしい人間関係は ごめんだという考え方をする人はいるわけですね、現実の問題として。私たちが議論し てきた中身というのは、例えば、お隣が一人暮らしの老人だったと。そのとき町の行政 が手を差し伸べるのだろうけれど、それで完全でない場合は、地域の一人として、お互 い見つめ合って手を差し伸べあって。そういう生活をしていくのが命や財産を守ること につながるのではないかと、こういう考え方をとるわけですよね。それをどこで融合さ せるのか、我々の力だけではさばききれない問題がある。現実の問題として基本条例を 作っていく場合に、その視点をもっていないと、簡単に新旧住民の融合です、というこ とだけでは割り切れない話しになってくる。そうすると農住共生型というのは、必ずし も生産物に限定されないで、荒っぽい言い方だけれども、農村風の生活感覚と都会風の 生活感覚、これをどこで融合させていくか、こういうことになってくるかと思います。 最終的に、基本条例を作っていく場合に、近代的な感覚だと言われる内政不干渉、隣の 家が何していようが、我家とは関係ないというのは間違いなんですよと。そうではなく て、同じ地域で、あるいは同じ区であり小学校区であり、もっと小さいところでお互い 生活していく場合に、最低限情報を共有し合って、お互いに良い環境を良い生活ができ るようなものを作り上げていく、そういう意味での共有というのはどうしても必要にな ります。その辺をだしていくためには、この農住共生型という感覚は大事にしていきた い。ただ、現実の問題として、ここに一行いれるかどうかは別として、この(1)~(4)の 中に共通して流れているのは、こういう気持ちを含めていますということだけは確認し ておければいいと考えています。

# ・委員

農住共生と限定するのでなく、もっと広く循環型社会のまちづくりと捉えたらいかがでしょうか。将来、玉村町でもいろいろなことが考えられると思います。ゴミの問題などもありますし。

・委員 ただ、現実の問題として、実効性という話しで、非常にハードルが高い。

## ・委員

○○さんのお話を伺い、むしろ(5)の方が、(1)~(4)を包含している文章ではないでしょうか。文章はかたいですが、すべて含まれている。こちらの方がもっと幅広い感じを受けます。

## 委員

ただ、(1)~(4)もかなり抽象的なものになります。そういう意味では、(5)を含んでいることになると思いますがいかがでしょうか。(5)については、これだけ議論が深まった結果、あるいは文章化されなくても、事務局で検討の経過を確認してもらい、出していければと思うのですが。

・**委員**  $(1)\sim(4)$ は非常に分かりやすいですし、いいのではないかと思います。

#### 司会

それでは、委員の皆さんのご意見もかたまったようですので、(5)については今回は削除ということでよろしいでしょうか。具体的なものについては、今後、町の計画等で検討してみるということで。また、田園都市の部分については前文に盛り込ませていただく予定でおりますので、よろしくお願い致します。○○さんのご意見も前文に入れさせていただければと思いますが。

(第2章は承認される)

では、第3章まちづくりの基本原則に進みます。第5条、第6条はよろしいでしょうか。(承認される)

次の第7条まちづくりは人づくりの原則ですが、条文についていかがでしょうか。

#### ・委員

私は正直言って、この文章はあまり賛成できません。というのは、まちづくりは人づくりの原則だと。これを読んでいくと、「その成果と経験から得た知識をまちづくりにいかします」。まちづくりのためですが、要するに生涯学習を通していろいろなことを勉強する、あるいは行動を通して身につけていく。それが、すなわち人間づくりであって、それが目的でいいのではないでしょうか。これをまちづくりにその知識をいかすというのは、いかにも小さな目的のために生涯学習をするということになってしまうのではないでしょうか。どうなのでしょうか。

#### ・委員

私も同感ですね。学びたいから学ぶというのが原則だと思うので、目的を絞って学ばせるという感じに受け取られてしまうと具合悪いなという感じを受けます。

## ・委員

確かに、まちづくりというのは大事なことですが、それ以上に一人ひとりが自分のやりたいことをやって能力を高め感性を深め、人間らしく生きる。それが集まってくれば、立派なまちづくりになる。要するに、「まちづくりにいかします」というのが、ちょっと困るなと感じているのです。

## ・委員

これを見ると生涯学習がまちづくりの目的になってしまう。狭い捉え方ですね。

## ・委員

生涯学習をやって、どこかの公民館やホールで一生懸命発表するのが目的みたいな、 そういう感じを受けるのです。

# ・委員

第7条の「学習を行い」を「学習を行う」にして、その後ろを切ってしまったらいかがでしょうか。

・委員 「学習を行う」と言い方は、ちょっとおかしくないですか。

## 委員

基本条例は、まちづくりがメインテーマだから、まちづくりにいかすというのはいいけれども、生涯学習、あるいは教育の問題をその目的のために限定をするというのは困るのではないでしょうか。

#### ・委員

「住民自らが豊かな人間性を育むため、生涯を通してさまざまな学習を行い」と目的が先にきている。目的はあくまでも「人間性を育む」ですから。

# ・委員

第3章は、まちづくりの基本原則であり、この四つの条文はそのための足ですから、 そのような捉え方になってしまう。生涯学習とは、個々の人の好奇心も含めた学習意欲 が、それがまちづくりにいかせたらいいということではないでしょうか。まちづくりの ためだけの生涯学習と考えなければいいような気もいたしますが。

#### ・委員

豊かな人づくりができたら、まちづくりのある部分は完成していくといいますか、目的は達成していく部分はあるかと思います。ですから、改めてここで「まちづくりにいかします」と言わなくても、「学習を重ねて、豊かな人間をつくります」と言っただけでも、まちづくり基礎づくりの原則、目的は達成されるのではないでしょうか。

## ・委員

条文の順番を変えて、「生涯を通してさまざまな学習を行い、住民自らが豊かな人間 性を育む」としたらいかがでしょうか。

# • 事務局

では、まとめてよろしいでしょうか。「住民自らが、生涯を通してさまざまな学習を 重ね、豊かな人間性を育むことに努めます」では、いかがでしょうか。

#### 司会

では、順番を変えて、今の文章でいかがでしょうか。(承認される)

では、次の第8条男女共同参画の原則に進みます。今回、事務局案として、男女共同 参画も人権問題の一つである。大きく「人権尊重の原則」と捉えたらどうか、という案 が出ていますが、いかがでしょうか。

# ・委員

私は、男女共同参画の原則は、ぜひ入れてもらいたい項目です。事務局案は、前文に入れる内容だと思います。というのは、今までの町の動きをみていますと、男女共同参画というのは言葉でわかっていても、なかなか実行に移されていない感じをうけます。つい先日、農業委員会が改選されましたが、今まで女性委員が2名いましたが、今回は一人もいません。町の管理職にも女性は一人もいません。そのような状態です。女性の能力を引き出す体制を組んでやらないと、なかなか女性からは入ってきません。そのため、この項目はぜひ入れていただきたい。人権の関係は、むしろ前文に入れるべきではないでしょうか。

- ・司会 男女共同参画という言葉を残すのですね。
- ・委員 そうですね。

## ・委員

そういう意味では、第8条に男女共同参画の原則を入れて、人権尊重の原則と調整をしてみてはいかがでしょうか。要するに訴える力が強いということですね。だから、基本的人権というのは、読む人が「それは分かっている」、だけど実際に行動するのかというとしない。他人様の時には基本的人権の話しをするのだけれども、うちでは別だと。例えば、講演を聴いたときは、「なるほどそうなんだ」と思うけれど、家に帰ってくると、また少し違ってしまう。

#### 司会

見出しを「男女共同参画の原則」から「人権尊重の原則」に改めたらいかがかという 案がでています。先日、県庁に行ったときに、人権と男女共同参画とうたわれていまし た。ですから、「人権・男女共同参画の原則」としたらいかがでしょうか。そうすれば、 〇〇さんのご意見も入ってくると思いますが。

## 委員

男女共同参画も人権の問題です。大くくりにした中で、男女共同参画を一緒に入れていただければと思うのですが。

## ・委員

条文は、基本的人権を第1項に、男女共同参画を第2項にしたらいかがでしょうか。

#### 司会

では、第8条は、以上でよろしいでしょうか。(承認される)。

では、次は第5章の議会の役割と責務に進みます。下線部分が前回の訂正部分ですが、いかがでしょうか。

## •委員

第11条第3項が少し気になるのですが、「議会は、議会改革に努め、情報の公開と住民の参加を推進します。」とありますが、「住民の参加」の部分が気になります。ここは「住民に分かりやすく説明する責務を負います」などの内容がいいような気がするのですが。住民参加というのは意味が分からない感じがします。議会と町民のねじれ現象を防ぐ意味で、議会の説明をお願いする文章をここに入れておいていただけるとありがたいのですが。

・司会 今、○○さんがおっしゃる通り変えてみたらいかがでしょうか。

## ・委員

それから、第12条ですが、「議員は、住民の代表として議事に参加していることを 自覚し」とありますが、議員の皆さんに失礼なことを書いているのではないかという気 がいたします。ここは分かっていることですから、抜いた方がいいのではないでしょう か。

# ・委員

第12条は、むしろ議会制民主主義を尊重するような文章ではいかがでしょうか。これは、条例にする文章ではないですよね。議員は住民の代表ですから、皆さんそう思っているわけですから。

#### ・委員

抜くのであれば、「住民の代表として」から「議事に参加していることを自覚し」ま

での部分を抜き、第12条は「議員は、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます」としたらいかがでしょうか。

## ・委員

住民に対する説明ですね、説明能力を深めていくことが大切ですね。第12条に「政 策提案能力並びに住民に対する説明能力を深める」としたらいかがでしょうか。

# ・委員

そこは、議会の役割と責務の第11条第3項の中にでてくるわけですよね。確かに○ ○委員さんのご意見は議員個人個人が説明能力を高めるということですが、議会の条項 の中で、情報公開と説明を負うということになれば、あえて入れなくてもよろしいので はないでしょうか。

# 委員

議会と議員個人の違いはありますが、〇〇さんのご意見に賛成致します。また、第1 2条は、住民の代表云々をカットし、「議員は、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます」でよろしいのではないでしょうか。

## 司会

議員の責務は、審議能力、政策提案能力など出てきておりますが、何よりも住民の側に立つことが大切です。執行に対して住民の代表者ですから。住民の側にたち審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければなりません。

では、第12条については、「住民の代表者として議事に参加していることを自覚し」の部分を削除するということでよろしいでしょうか。(承認される)

では、次に第6章町長及び執行機関の責務に進みます。第13条の町長の役割と責務はいかがでしょうか。(承認される)

では、6ページの第9章財政に進みます。第21条第3項ですが、前回のご意見では「予算編成過程」を抜くということで、「町の財政状況及び重点施策を分かりやすく」としましたが、こちらでよろしいでしょうか。(承認される)

では、7ページの第12章この条例の位置づけについて、○○さんからご提案のあったコンプライアンスについて、事務局案として「この章でなく第3章のまちづくりの基本原則に入るのではないか」という案が出されていますが。これについては、事務局に説明をお願いします。

#### ・事務局

8ページの参考資料コンプライアンスをご覧ください。コンプライアンスは、目的語を伴って、~を遵守するということになりますので、第2項のように「わたしたち住民、議会及び町は、法令を遵守します」という文章になります。しかし、第28条は条例の位置づけになりますので、このような文章になりますと、むしろまちづくりの原則論に

なってくるのではと感じたので、このような解説文をあえて付けさせていただきました。

- ・司会 その件について、委員の皆様いかがでしょうか。
- •**委員** あえて条例に、「法令を遵守します」と書かれているのが、よく分かりません。
- •**事務局** 通常の場合、法令というのは守るべきものですから、あえて書いていません。

## ・委員

私も、そういう疑問はあるものですから。いや、そういうものは書かれるものだというのでしたら、よろしいのですが。あまり書かれた例がないようでしたら、当たり前のことだから書かなくてもいいのではとも思います。

# • 事務局

これが出てきた背景をお話しますと、これは私が感じている部分ですが、いろいろな事件がおきている中で、守って当たり前のことを守らないで事件が起こっている。そういうことであえて、法令遵守が出てきているのではないかと感じています。しかし、第28条第2項に書かれた表現にして、この位置にもってくる。○○さんのおっしゃるとおり、あえて第28条に入れておく必要があるのか、皆さんのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

## ・委員

ご参考までにご紹介させていただきたいと思います。三鷹市や尼崎市はコンプライアンスが入れてあります。これは公益通報と組みになっています。法令遵守と公益通報が対になっています。自治ネットなどを調べてみますと、自治基本条例の中に盛り込むべき基本的な事項になっています。一般論として法令遵守だけでなく、公益通報すなわち上位のものから違法なものを命令されたときに、これはできませんといえる体制を確保するのが、近頃強くなっているようです。正しい内部告発を守ろうという思想が出てきたようです。

#### ・委員

最近は、本来ならば入れなくても良いはずのものを、あえて入れて強調して守りなさいということのようですね。

・委員 自衛隊の場合は、法律に合致しない命令は従う必要はないと明確です。

#### ・委員

時期尚早とすれば、削っていいと思いますし、もし入れるのであれば、事務局案のよ

うに第3章に入れる方が良いと思います。法令遵守だけにするのか、その裏付けまで書くということになるとたいへんと思います。

・委員 もう少し柔らかい書き方はないのでしょうか。

# • 事務局

もう一つ迷ったのが、この場合、住民が法令を守りますというのも含めて考えるのか。 これをやるのは執行の方ではないのか。執行の責務としてやっていくのか。そのような 迷いがありました。

## ・委員

時代的に、まだ少し早いということであれば、抜いておいてもよろしいのではないか と思います。これは内部告発までを含めないと意味が薄くなると考えられますので。

## 司会

では、この自治基本条例は見直しが出来ますので、今回は、第28条第2項は抜くということでよろしいでしょうか。(承認される)

## 3. 協議事項

#### 自治基本条例の前文について

#### 司会

今回2名の委員の方からご提出いただきました。たたき台として、事務局から案が出されております。これは委員の皆様からいただいた前文を織り交ぜて作ったものです。いかがでしょうか。

- ・委員 全て良いですね。
- ・委員 はい、良いと思います。
- ・委員 私は、○○さん案を指示したいと思っています。

#### ・委員

一つだけよろしいでしょうか。「わたしたち」を「わたくしたち」にしていただければと思うのですが。

#### 委員

事務局案になると、○○さん案でいきていたものが薄められてしまう、無くなってしまう。

## • 事務局

事務局案は、合作なので、皆さんにいろいろ意見を言っていただくために作ったものですから、よく読んでいただければと思います。

## ・委員

特に○○さん案の、第3グループ(そして今、時代の流れの中で、私たちは自立の道を選びました。このことは、町民の意思と希望がより多く活かされる面と、財政的な厳しさに向き合わなければならないという側面を持っている事を意味しています)をはずしたくない気持ちがありますので、あえて事務局案よりも○○さん案の方がいいと考えています。

- ・司会 その他に、ご意見はありますか。
- ・委員 私は、○○さんの文章を事務局案に付けていただければ良いと思います。
- ・委員 ○○さんの案もいいと思います。○○さんの文章は歴史が見えてきます。

## 委員

この自治基本条例は、自立のために作るのではないので、その辺をうたっていいのかどうか疑問があります。当然、自立していくには、このような厳しさが必要であり、これから町が生き残るためには、こういうものを作ります。現実にはこのようなことが背景にありますが、そこの部分が少し引っかかります。

#### ・委員

数日前事務局に、当初事務局が出した前文がいいと申し出ました。〇〇さんの文章や意味は事務局案に入っていると思います。今、〇〇さんがおっしゃった自立ということがでてくると、問題にされる可能性があると思います。これを入れなくても、事務局案でいいのではないかと思います。

#### 司会

当初、事務局が配った資料(自治基本条例草案策定について)に載っている前文を読んでいただけますか。(事務局朗読)

#### 司会

この自治基本条例は、合併や自立に関係なく、住民自治の上にたって、住民、議会、 町がやらなければならない役割と責務がここにみられる。言ってみれば、玉村町の憲法 のようなものでございますので、合併だからこういうものを作るのではない。そういっ た観点からいうと自立の一文を入れて良いのかどうかが本題になってくると思います。 確かに財政が厳しい状況の中でしなければならないものというのもありますが。その点について皆さんの意見をいただきたいと思います。

## 委員

(本日提出された事務局案の) 2フレーズ目あたりの文章の中に、地方自治を取り巻く情勢の変化を、自立問題とは別に、地方自治をめぐる変化をもう少し足していただければ、間接的に表現できるのではないかと思います。「地方分権社会や成熟社会の到来」の部分に、もう少し色をといいますか、そういう意味合いのものを遠回しに入れられないかなと思います。

- ・司会 そのもの、ずばりの自立ではなくてですね。
- 委員 はい。

# ・委員

文章が綺麗すぎる。基本条例を制定する環境にきたというのが、あまり出ていない。 なぜ、基本条例を作ったのか。基本条例を制定しなければならない情勢が出てきたとい う表現がありますよね。

## 委員

今、○○さんがおっしゃった意見は、事務局案の「そのためには、わたしたち住民一人ひとりが住民自治の精神を再確認し」とありますから、その辺が入ってくるのではないかと思うのですが。前文というのは、後に条文があるわけですから、細かくうたってしまうと分かりにくくなってしまうと思うのですが。どうしても綺麗な文章になってしまいますよね。しかし、中身は濃いわけですから。

#### ・委員

最初に出された文章「玉村町自治基本条例検討方針」の検討の背景の中で、「しかし、平成16年12月議会において云々」という文章があるわけですね。12月議会で何が決められたかというと、行財政改革に関する提言が1~4まで出されているわけですね。従って、自治基本条例を考えていく場合には、12月10日の決議と、それからそれを受けた形で「町は議会の提案の趣旨に賛同するとともに、自治基本条例の検討を行財政改革のひとつに掲げ、自治基本条例について、議会、町民とともに検討しながら、今後の自治のあり方や協働の仕組みの確立を目指して、ここに方針を定め、検討に取り組むこととします。」ということになっていますので、私は素直に考えて、この前文の中に、決して自立が良いの悪いのというわけではありません。少なくても自立という状況がでてきています。その自立という状況は、一つは町として独自の検討ができる良い面と、もう一つは財政的に厳しくなる悪い面と、こういう両方の面を持っています。それを前提にしながら、この基本条例を作っていく必要があると考えていますので、この

○○さん案に賛成します。こういう立場です。従って、自立という言葉が入ってはいけないということには賛成できない。少なくても、この基本条例を作るという前提条件は、やはり12月10日の議会の決議、こういったものを一つのアクセルにしながら、進んできているだろうというように一貫して受け止めていますから。

## 委員

私も○○さんが言われたように、なぜ基本条例が必要とされたのか。それをある程度 盛り込んでおいた方が、いいのではないでしょうか。

・司会 背景を重視すれば、(自立の)文章は必要ということですね。

## 委員

そういう立場でいけば、お互いに町、あるいは議会、あるいは住民の中で、決めたことは皆で必ず守っていきましょうと。先ほど法令遵守というのがありますが、法令遵守以前に、やはり町として決めたことについては、皆で守っていこうじゃないかという心構えが一つ欲しい。それからもう一つは、これはあまり言いたくない話しですが、そういう時に財政的にいろいろたいへんな状況が出てきたら、私個人の立場を捨ててということではないけれども、公共のために譲れるところは譲るというぐらいの気持ちを持つ必要があるのではないかと。そういうものを敢えて条文の中に押し込めたいという気持ちはあります。しかし、全体あんまり憎まれるので、そこまでは言っていないけれど、気持ちとしてはそういうのがあります。この条例を作らなければならない背景というのは、私は私なりの考えを持っているので、あまり抽象的なものだけで終わりになってしまうのは、決して好ましくないと考えています。

#### ・事務局

一つは、原点にかえってみるというお話ですが、確かにその通りです。本日の事務局案の前文に「住民の町政参画と協働のまちづくりに関する事項を定め」ということが書いてありますが、それは12月10日の行財政改革に関する決議を受けた内容です。この自治基本条例そのものが、お金が無くなってきたから住民にというところから、一歩進んで、住民自らが考え行動して参加してく行政にしていこうではないかというように捉えているのではないかと。そういう意味からすると、この研究会のスタート時点でも出たことですが、自立や合併でなく、もっと根本的な、住民が自ら参加していく、みんなでまちを作り上げていくということで、スタートしたのではないと思うのですが。

・司会 意見が分かれるところですね。一番、重要なところになりますが。

#### • 事務局

内容的には、上から5行目に「価値観や社会情勢が大きく変化し」ということで、社会情勢の変化というのが、そういうことで言えば、そういうことになるのではないかと

思うのですが。書き方の問題ですが、実際に、合併や自立を問題として書くことも出来 るかもしれませんが。

#### 司会

9行目に「わたしたち住民一人ひとりが住民自治の精神を再確認し」とありますが、 住民自治の精神が、自らの意思によってまちづくりに参画するということですね。

# ・事務局

これが、自立や合併、お金がどうとか。それよりも一歩進んで考えると、こういう原 点でいくのかなと考えられるのですが。

・司会 難しいところですね。

# 委員

もう一回原点に返ってみたらと思うのですが、自立とか厳しい財政状況を書いて具合が悪いものでしょうか。素直に捉えれば書いた方がいいと思います。しかし、それを書くと「じゃあ合併すればいいのではないか」などと、もめるとなると具合が悪い。そのようなことを事務局は懸念しているでしょうか。

## • 事務局

それも一つはあります。当初、迷ったときに、そういうふうに捉えられて、そのために基本条例を作るというふうに捉えられては困るというのがありました。お金がないから皆さんにやっていただくんですよ、町はもう出来ませんから、そのために皆さんにやるために、こういう条例を作っていくんですよと、いうことではなくて、地域から、個人個人から町政に参加していくんだと。結果的に行政改革に、歳出の削減につながってくる。そういうことを期待して考えるべきではないかと。ここが一番心配したところです。ですから、お金の苦しい部分は考えていないのかということではなくて、当然それは結果としてついてくるのであろうと。そうなって欲しいというのはありますから、ここでそこまで一切考えていませんということではありません。

#### 委員

これを議会に説明するときに、12月の決議文なくして説明はできないと思うのです。というのは、決議の第1項は基本条例のもとになることが書いてあるわけです。「基本条例が時代の変化や社会情勢の変化によってやるのですよ」と説明したときに、「それは違うのではないか、基本の基本は決議文がもとではないのか」と質問されたときに説明できなくなると思うのです。

#### ・委員

私は事務局がいうほど高尚な理念で臨んでいないのです。ざっくばらんにいうと、こ

れは玉村町にとって極めて危機的な状況じゃないか。そういうところから始まるわけで す。というのは12月28日に議会から行財政改革に関する提言があって、いま○○さ んがおっしゃった第1項は、前文の流からいって非常に厳しい状況だから、こういうふ うにしたいんだと。町がこういうふうにしなければならない、こういう提案になってい るわけですから。これをうけて基本条例を作るということになれば当然、これはたいへ んなことだという立場で臨んでいただく。ですから、最初から基本的な問題については、 お互いにきちんと意思統一をしてから進まないと、後がおかしくなるんじゃないかとい うことは何回か申し上げたつもりです。そういうことからいって、これは自立とか合併 の話しと全く関係ありませんと言われると、「それはちょっと待って下さい、そうでは ないでしょう、始まりはやはり町の選択、ここから始まってきているのではないです か。」こういう意見を持っていますので、そのときに町は「財政的にこうだからここま でしか出来ません。皆さん協働、住民参加という形でこれこれこういうことをやって下 さいよ。」という言い方は困るんだと。それは町の逃げであるから。それだけは、どう しても入れてもらっては困るんだということを言った覚えはあるんですよ。ですから、 それは一貫して、やはり現在の町の置かれている状況これに基づいて、どう良い町にし ていくかという観点で発言をしているつもりなので。具体的にそれを文章上に入れるか 入れないかという問題は別にしても、少なくとも流れとしては、この合併、自立、現在 玉村町が置かれている状況を踏まえて考えているつもりなんです。最終的に、その文言 が入ろうと入るまいと、それはそんなに大事な問題ではないけれども、やはり流れとし ては、あまりそれとは関係なしに、純粋に地方自治についてといわれると、それは二つ 三つ先に行って話しが熟れすぎる。私はもっともっと身近なところから考えているつも りです。

#### ・委員

これがでた背景は、やはり自立にあると思うのです。甘楽町は財政状況の厳しさの町民に公表して、そこからスタートしているわけです。そうでないと行財政改革はできないと思うのです。玉村町は財政状況はまだ大丈夫だから、まだいいやという程度の認識でいると今の時代は乗り切れないと思います。そういう意味で、これができた背景はあくまでそこにあると思うのです。そういったものが、いくらかでも文言に入ればいいかなと思います。執行に対しても、もっと厳しさを持ってもらいたいですね。

#### ・委員

そこで、自立などと入れるのが厳しいというのであれば、中身的にはかなり入っているのですよ。お互いに助け合わなければいけないのではないかとか、まちづくりに積極的に参加しようじゃないかとか。そこで、本日だされた事務局案の上から5行目、「21世紀が幕開けし、地方分権社会や成熟社会の到来とともに価値観や社会情勢が大きく変化し、特に財政状況は極めて厳しい状況になってきています。このような状況云々」とうたってもいいと思うのです。そこに財政状況が厳しい、そういう状況を踏まえて、基本条例を作るんだというのも一つの案だと思うのです。「極めて」というのが難しか

ったら、「財政状況が厳しい状況になっています」というのも一つの案だと思うのですが。

委員 名案です。

## 委員

これが入っていれば議会でも説明できます。自覚しているわけですから。しかも町でも行政改革推進室をつくってやっているわけですから。それは何をやるのかと言えば、 財政状況が厳しいからですよ。自立を出したくないというのであれば、財政状況が厳しいというのが入っていれば説明はつきます。

## 委員

でも、(○○さん案の) この書き方は、相当我慢しているのですよ。「自立は、町民の意思と希望がより多く活かされる面と」と言っているでしょ。涙をのんでこう書いてあるのですよ。この後、草案が出来て審議会に諮り、どのような流れでいくのかという問題もあるかと思いますが、仮にこの草案について説明をしろと言われたら、私は枕詞として、この言い方は出すつもりでいます。

# ・委員

この自治基本条例は、将来の合併状況にも耐え、かつ自立でいく状況にも耐えられるような、そういった内容でいくということでしたよね。いま地方分権という状況が一気にきて、その中で住民自治というものをどうにやって発揮していくのか。それと共に、合併しようがしまいが、財政は非常に厳しい状況であると。その辺を三つくらい押さえておいて、〇〇さんが言ったように財政状況の厳しい現実の中で、住民自治を再度構築して、小さな自治体としてやっていく。合併したとしても地域として小さな自治を繰り広げていく。という意味合いのところを出していった方がいいのではないかと思います。

確かに、アクがない文章になってしまっていますが。清流が流れるような蒸留水のような。それはそれでいいんだけれども、それだけではすまない部分もあります。

#### • 司会

○○さんが最初にだしていただいた前文に「財政的に厳しい運営を強いられる側面を もっている。」と書いてあります。やはり、その辺の文章は入れるべきかと思いますね。

委員 それは、次の会議までに事務局に考えてもらいたいと思います。

#### 司会

会議は、あと1回ありますので、章と条については皆さんの承認を得ました。あとは

前文のみになりましたので、委員さんの意見をしっかりと受け止めながら、再度たたき台をあげていただきたいと思います。

次回会議は8月11日になっていますが、皆さんご都合はいかがでしょうか。大丈夫ですか(了解を得る)。では、次回会議は、8月11日木曜日午後1時30分から西会議室で行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それから、前回第5回会議録が皆様のお手元にあると思いますが、これをホームページに掲載致しますので、ご一読いただきたいと思います。何か差し障りがございましたら、事務局までご連絡いただきたいと思います。

それでは、本日の会議は閉じたいと思います。たいへん長時間にわたり、皆様の貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。